全　住　協　第１６号
令和５年４月１０日

会　員　各　位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長　　米　山　篤　史

こどもエコすまい支援事業における共同事業実施規約の改正等について

標記について、国土交通省から周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細につきましては、通知資料をご覧ください。

記

１．概　　要　　こどもエコすまい支援事業において、交付申請（予約を含む）の際に提出が必要となる共同事業実施規約について、趣旨を明確化する観点から添付のとおり４月７日付で第５条を改正するとともに、補助金の申請ができない又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲の取り決め方を例示しましたので、お知らせします。
なお、本年５月１日以降に締結される共同事業実施規約については、改正後の規約を用いない場合、交付申請（予約を含む）を行っても、交付決定を受けられませんので、ご注意ください。
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（先進的窓リノベ事業）においても同様の改正が行われる予定です。

２．通知資料　　(1)こどもエコすまい支援事業における共同事業実施規約の改正等について
（令和５年４月７日事務連絡）
(別添1)こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）
（令和５年４月７日改正版）
(別添2)こどもエコすまい支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）（令和５年４月７日改正版）
※(別添1)(別添2)は下記ＨＰからダウンロード可能

３．Ｈ　　Ｐ　　「こどもエコすまい支援事業」
https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/news/2023040701.html

４．問合せ先　　（一社）全国住宅産業協会　担当:田島
ＴＥＬ　０３－３５１１－０６１１

以　上